

田辺市世界遺産登録 20 周年記念品交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「紀伊山地の霊場と参詣道」の世界遺産登録 20 周年を契機とした田辺市への誘客を促進するため、本要綱に定める要件を満たす旅行商品を企画する旅行者に対し、記念品を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(記念品の交付対象者)

第2条 記念品の交付の対象となる者は、旅行者（旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 3 条の旅行業又は旅行者代理業の登録を受けた者をいう。）のうち、次のいずれにも該当する団体旅行を実施する者とする。

- (1) 令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間において催行される団体旅行であること。
- (2) 参加者が 10 名以上の団体旅行であること。
- (3) 以下のいずれかを含む日程であること。
 - ア 田辺市内の熊野古道ウォーク
 - イ 田辺市内の温泉地（龍神温泉郷、熊野本宮温泉郷等）への宿泊
 - ウ 田辺市街地散策（鬮鶏神社、南方熊楠顕彰館、植芝盛平記念館、昼食又は夕食のうち、2 つ以上を行程に含むこと）
 - エ 田辺市内の低山ウォーク
- (4) 飲食・土産物購入等の消費活動を行うことができる田辺市内の施設を利用する、又は田辺市内のガイド・語り部団体等を利用する日程であること。

(記念品の交付数及び交付限度)

第3条 記念品は、前条に掲げる交付対象団体旅行（以下「交付対象旅行」という。）に参加する旅行者の人数分を交付するものとし、在庫数の範囲内で交付するものとする。

(記念品の交付場所)

第4条 記念品の交付は、次に掲げる場所にて交付する。

- (1) 田辺市観光センター（田辺市湊 1 番 20 号）
- (2) 田辺市街なかポケットパーク（田辺市湊 27 番 37 号）
- (3) 田辺市熊野古道館（田辺市中辺路町栗栖川 1222 番地の 1）
- (4) 田辺市世界遺産熊野本宮館（田辺市本宮町本宮 100 番地の 1）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定する場所

(記念品の交付申請)

第5条 記念品の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ田辺市世界遺産登録 20 周年記念品交付申請書（様式第 1 号）に、次の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 旅行行程が記載されている書類
- (2) 催行日（出発日）が記載されている書類
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(記念品の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、田辺市世界遺産登録20周年記念品交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、記念品の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請内容の変更等)

第7条 前条の規定により記念品の交付決定を受けた申請者(以下「交付事業者」という。)は、記念品の交付決定後において、次の各号に該当するときは、田辺市世界遺産登録20周年記念品交付変更・中止承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 交付決定の数量を超過することが見込まれるとき
- (2) 交付対象旅行を全て中止しようとするとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、田辺市世界遺産登録20周年記念品交付変更・中止決定通知書(様式第4号)により交付事業者に通知するものとする。

(記念品の請求)

第8条 交付事業者は、記念品を請求するときは、交付対象旅行の催行日及び催行人数を、任意の様式により市長に報告しなければならない。

2 交付事業者は、田辺市世界遺産登録20周年記念品引換書(様式第5号)を第4条に規定する交付場所に提出し、記念品の交付を受けるものとする。

(実績報告)

第9条 交付事業者は、全ての交付対象旅行が終了したときは、速やかに田辺市世界遺産登録20周年記念品交付実績報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(指示及び検査)

第10条 市長は、交付事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(記念品の返還等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、記念品の交付決定を取り消し、又は既に交付した記念品の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第6条後段の規定により市長が付した条件に違反したとき。
- (2) 前条の規定による指示に従わず、又は検査を拒み、若しくは妨げたとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により、記念品の交付を受けたとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年3月31日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。